

- 紙面記載例（一般的な源泉徴収義務者の場合）

＜納付する税額がある場合＞

- 令和8年7月25日に令和8年7月分の給料を支払い、その支給人員は38人、支給額（税込）は8,990,000円、源泉徴収税額は161,700円である（「俸給・給料等」欄に記入）。
 - 令和8年7月10日に従業員に賞与を支払い、その支給人員は31人、支給額は10,755,000円、源泉徴収税額は472,998円である（「賞与（役員賞与を除く。）」欄に記入）。
 - 令和8年6月30日付で退職した人（1人）の退職金8,500,000円を令和8年7月25日に支払い、退職金の額が退職所得控除額以下であったので、源泉徴収税額はなかった（「退職手当等」欄に記入）。
 - 令和8年7月分の税理士報酬を令和8年7月31日に支払い、その支払額は70,000円、源泉徴収税額は7,147円である（「税理士等の報酬」欄に記入）。
 - 令和8年6月30日に支払の確定した役員に対する賞与を令和8年7月25日に支払い、その支給人員は3人、支給額は2,500,000円、源泉徴収税額は258,367円である（「役員賞与」欄及び「同上の支払確定年月日」欄に記入）。
 - 以上により、納付する税額の合計は、900,212円である（「本税」欄及び「合計額」欄に記入）。

＜納付する税額がない場合＞

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）に支給額等を記載し、所轄の税務署に提出する必要があります（この場合の所得税徴収高計算書データについても、e-Taxにより送信することができます。）。

- 令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつ
令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこと

としていますので、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

なお、税額がない所得税徴収高計算書の写しについても同様の取扱いとなります。

詳しい情報は、国税庁ホームページ「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」【<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>】をご確認ください。

● 令和8年9月下旬以降の所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更

令和8年9月下旬以降に税務署の窓口で配付する所得税徴収高計算書（納付書）について、様式変更（A4三つ折りサイズ程度の複写式からA4サイズの単票式への変更等）を予定しています。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）の現行様式（複写式）については、令和10年9月頃まで使用することができる予定です。

所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更については、国税庁ホームページ「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」【<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm>】をご覧ください。